

職業安定分科会(第 196 回)	資料3-2
令和5年9月 12 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

- 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省第208号）に基づき、令和2年度に行政手続の押印が原則廃止され、押印が存続しているものは、基本的に、金融機関に対する届出印や登記関係の手続等に限られている。
- 一方、雇用保険手続における押印は、原則廃止することとなったものの、以下の手続について押印を存続することとされた。
 - ・ あらかじめ登録された印影と照合する手続
（例：事業所設置届、事業所各種変更届等の事業主印）※ 要領において様式を規定。
 - ・ 労働者が申請するものであるが、事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があり、その真正性を確保する必要がある手続
（例：再就職手当支給申請書、就業促進定着手当支給申請書等の事業主印）
- 今般、雇用保険手続における押印の必要性について改めて整理を行い、申請者及び公共職業安定所の双方の負担を軽減する観点から、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「施行規則」という。）に規定する様式を改正し、金融機関に対する届出印等の一部を除き、事業主印の押印を全て廃止することとする。
※ 別途、雇用保険業務取扱要領を改正し、要領において規定する様式を改正する予定。

2. 改正の概要

- 事業主が施行規則第145条第1項の代理人を選任し、又は解任した際に、当該代理人が使用すべき認印の印影の届出を要しないこととする。
- 以下の手続に関する様式について、「印」を削除するとともに、改ざん等の抑止力を確保するため、様式中に「(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。」との表示を行う。
 - ・ 再就職手当の支給申請手続（様式第29号の2）
 - ・ 就職促進定着手当の支給申請手続（様式第29号の2の2）
 - ・ 常用就職支度手当の支給申請手続（様式第29号の3）
 - ・ 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の支給申請手続（様式第33号の3及び様式第33号の4）
- その他、様式の改正に伴う所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第82条

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年9月下旬（予定）
- 施行期日：令和5年10月1日

【再就職手当支給申請書（様式第29号の2）の改正案（第2面）】（変更なし）

様式第29号の2（第82条の7関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、12欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては6欄から19欄まで、事業を開始した受給資格者にあつては6欄から12欄まで及び19欄にそれぞれ記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 5 申請書の記載について
 - (1) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、大きめのアラビア数字の標準字体、カタカナ及び漢字（6欄、7欄及び10欄に限る。）によって枠からはみ出さないように明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないこと。
 - (2) 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄には記載しないこと。
 - (3) 9欄には申請者の電話番号を記載すること。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は「□」に続く5つの枠内にそれぞれ左詰めで記載すること。
(例：03-3456-XXXX→)
 - (4) 10欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載すること。
10欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載すること。
また、所在地にアパート名又はマンション名等が入る場合は10欄3行目に左詰めで記載すること。
 - (5) 17欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「□ 定めあり」を○で囲んだ場合にはその雇用期間を記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
 - (6) 19欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 6 事業主は、18欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 7 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。

※	公共職業安定所又は地方運輸局記載欄